八代市介護保険事業計画等策定・評価審議会について

- ○設置根拠:八代市介護保険事業計画等策定·評価審議会設置要綱
- ○設置目的:八代市が行う介護保険等に関する施策の企画立案、実施及び評価が、被保険者の意見を十分に反映し、円滑かつ適切に行われることに資するため、審議会を設置。
- ○審議会の事務:①市長からの八代市介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定又は変更に関する諮問に応じ審議し、及び答申する。
 - ②介護保険事業計画等に基づく施策に関する事務事業の評価及び分析を行い、 改善その他の意見を提言する。
 - ※介護保険事業計画とは…国の「基本指針」に即して、各市町村が介護給付の円滑な実施を 行うため介護保険法第 117 条により作成を義務づけられている 計画。3年を1期間として策定することとされており、現在は、 平成 24 年度から 26 年度を計画期間とする第5期介護保険事業 計画を策定している。
 - ※老人福祉計画とは…市町村における高齢者に関する政策全般に関わる計画であり、老人福祉法第20条の8により作成を義務づけられている計画。介護保険事業計画と一体のものとして策定することとされている。

○委員構成: 委員25名以内(H25年3月末現在23名)

学識経験者
社会福祉関係
保健・医療関係者
被保険者代表

⑤ 住民代表 6名 (各地域審議会より1名)

○委員の任期: 3年(現在の委嘱期間:平成23年8月23日~平成26年3月31日)(次期の委嘱期間:平成26年4月 1日~平成29年3月31日)

※ 途中で委員交代の場合は前任者の残任期間

○今後の審議会開催スケジュール

【平成25年度】 開催時期: 平成26年2月頃

審議内容: 平成25年度介護保険事業計画等の進捗状況

【平成26年度】 開催時期: 平成26年6月~平成27年2月の期間に5回開催予定

審議内容: 第6期(H27~29年度)の事業計画策定について

※ 平成27年度、平成28年度は、それぞれ年1回の予定。